R４ 健 保 感 号 外
令和４年８月 26 日

診療・検査医療機関管理者 様

仙台市保健所長
林 敬
（公印省略）

発生届出の簡略化について（通知）

本市の保健医療行政の推進につきましては，日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，このことについて，新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴う医療体制のひっ迫などを受け，「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（令和４年７月２２日改正厚生労働省事務連絡，令和４年８月２４日一部改正）に基づき，本日より以下の通り発生届出の簡略化を可能といたしますので，お知らせいたします。

なお，８月２４日に厚生労働省から公表をしている発生届出の対象の限定については，関係省令等公布後に改めてお知らせをさせて頂きますので，それまでは全ての陽性患者について，引き続き届け出を行って頂きますようお願いいたします。

記

１ 従前どおりの届け出を行うものについて

陽性者のうち，次の重症化リスクの高い陽性者については引き続き従前どおりの届け出を行ってください。

（１）65 歳以上の者

（２）40 歳以上 65 歳未満の者のうち，重症化のリスク因子となる疾病等を複数持つ者

＊なお，重症化のリスク因子となる疾病等は以下を指すものとする。

ワクチン未接種（ワクチン接種が１回のみの者も含む），悪性腫瘍，慢性呼吸器疾患（COPD 等），慢性腎臓病，心血管疾患，脳血管疾患，喫煙歴，高血圧，糖尿病，脂質異常症，肥満(BMI30 以上)，臓器の移植，免疫抑制剤，抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下

（３）妊娠している方

２ 発生届出の簡略化について（上記１以外のもの（入院が必要なものを除く）

当面の間、患者・疑似症患者等の診断した者の類型に加えて、まずは以下の項目について記載し届出を行うことを可能といたします。

・陽性者の氏名（ふりがなは記載願います）
・性別
・生年月日
・当該者所在地（区まで）
・電話番号

【よくあるご質問】

Q１　国から発生届の対象の限定についての公表がされているが，本通知をもって低リスク者については届け出が不要となるのか。

A1　この度の通知は，発生届出の簡略化についてお知らせをするものです。
重症化リスクの高い陽性者以外についても，引き続き届け出を行って頂きますようお願いいたします。
発生届の対象の限定については，関係省令等公布後に改めてお知らせをさせて頂きます。

Q2　「診断年月日」及び「検体採取日」の項目については，HER-SYS において入力しなければ，登録ができない設定となっているが，どのように入力をしたら良いか。

A2　厚生労働省にてシステム改修を予定していますが，改修されるまでは，両項目には「報告日」を入力頂きますようお願いいたします。

Q3　発生届を簡略化した場合，患者本人への保健所からの連絡は，どのように行われるか。

A3
・保健所の対応は従来の届け出を行った場合と同様となります。
・現在，保健所では，診断された方に対し，必要な情報を SMS で送信しております。
・必要に応じて，SMS に加えて電話での聞き取りも行っております。
・陽性者となった場合の対応については，下記ホームページに詳細を載せていますので，必要時に御案内ください。
「新型コロナウイルス感染症特設ページ」
https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html